

津市公告第 83 号

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

令和 8 年 7 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 業務概要

(1) 件名

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務

(2) 業務の目的

津市独自の外あそびに関する認定制度を作り、外あそびに関する指導者（「つ・外あそびサポーター」という。）を育成することに加えて、市内の施設において出前講座を行うことでソフト面でのサポートを行い、外あそびのきっかけを作り、子どもの成長を支えるための土台作りを支援することで、公園を活用した外あそびの継続的な創出を目的とする。

(3) 業務内容

ア 「つ・外あそびサポーター」養成講座事業

(ア) 目的

保育士・教員・スポーツ関係者・施設管理者等を中心とし、子育て世代の保護者や高齢者も対象とし、地域全体で外あそびを支える社会の構築を目指し、外あそびに関する基本的な知識と適切な外あそび支援スキルをもつ人材を養成する本市独自の認定制度を作り、講義と実技の受講後に認定基準を満たした者を「つ・外あそびサポーター」として認定することで、指導者を養成する。

また、カリキュラムは、子どもの成長を支える外あそびの意義を理解し、安全で楽しい遊びの場所づくりをサポートできる人材を育成するためのものであり、地域全体で子どもの外あそびを支える仕組みづくりをすることが業務の目的であるため、外あそびに関わる理論及び実践を学ぶものとする。さらに、津市安濃中央総合公園の特性を踏まえた遊びの展開を組み込むことで、より実践的な公園活用を促進できるようにすることとする。

(イ) 回数等

同内容を2回以上実施することとし、参加料は、無料とする。

また、講義の会場は、津市安濃中央総合公園内体育館とする。

(ロ) 内容

- i サポーター養成事業企画（カリキュラム・研修資料・認定基準作成等）
- ii 事業管理（運営・問い合わせ対応を含む）
- iii 講師手配

- iv 事業広報作成・配付
 - v 会場手配（津市安濃中央総合公園内体育館施設利用料金の支払いを含む）
 - vi 認定書作成
- イ 外あそび推進出前講座事業

(ア) 目的

未就学児等を対象に幼稚園や保育園等で外あそびの有識者が訪問し、子どもたちと一緒に外あそびを行い、楽しさを伝えるとともに昔から親しまれてきた遊びの継承を行う。

(イ) 回数・開催時期

20か所以上で実施することとする。また、開催時期については、熱中症等に十分配慮し、決定することとする。

(ロ) 対象

本市内の幼稚園、保育園、こども園を対象とし、空きがある場合は小学校を含むこととする。ただし、安濃町内の施設分は優先的に確保する。

なお、小学校は2年生までを対象とする。

※ 安濃町内の施設分（安濃幼稚園、村主幼稚園、明合幼稚園、安濃保育園、安濃小学校、村主小学校、明合小学校、草生小学校）は優先的に確保することとする。

(ハ) 内容

- i 事業広報作成・配付
- ii 事業管理（各施設との日程調整を含む）
- iii 外あそび指導講師派遣

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(5) 見積上限額

1,639,000円（税込）

2 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たすものであること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合に

っては、以下の書類を提出し確認を受けていること。なお、登載されている場合であっても、以下のオ～クの書類を提出すること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、申請日において未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与して

いる者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

3 本プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで行う。

公示	令和8年7月7日（火）
質問提出期限	令和8年7月14日（火）午後3時まで
質問回答送付	令和8年7月21日（火）
参加申込書提出期限	令和8年7月22日（水）午後3時まで
参加資格審査結果通知	令和8年7月24日（金）
企画提案書提出期限	令和8年7月31日（金）正午まで
審査（提案書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答）	令和8年8月7日（金）
審査結果通知	令和8年8月10日（月）

4 実施要領等の配布

実施要領等は、本市ホームページの当該プロポーザル実施に係る記事内からダウンロードすること。

5 最優先候補者の選考について

安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案書及

び提案説明について、審査を行い、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者として選考する。

6 契約の締結について

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「安濃津未来子どもウキウキプロジェクトにおける外あそび推進事業業務プロポーザル実施要領」による。

【問い合わせ先】

津市安濃総合支所地域振興課

電話番号：059—268—5511

FAX：059—268—3357

E-mail：268-5511@city.tsu.lg.jp